

渋川市指定ごみ袋等販売に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市指定ごみ袋等の使用に関する要綱(平成24年1月1日施行)の規定に基づき、同要綱第6条に規定する指定袋等の販売を行う事業者の承認及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋等販売店)

第2条 市は、市民が指定袋等を容易に購入することができるようにするため、指定袋等の販売を希望する事業者(以下「事業者」という。)を「渋川市指定ごみ袋等販売店」(以下「販売店」という。)として承認するものとする。

(事業者の要件)

第3条 前条の承認を受ける事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 小売業を営む者であって、渋川市、吉岡町、榛東村(渋川地区広域市町村圏振興整備組合を組織する市町村)に指定袋等を販売することができる店舗を設けていること。(市長が指定する期日までに当該店舗を設けることができる場合を含む。)
- (2) 市から購入した指定袋等を販売以外の目的に供し、又は自家消費しないこと。
- (3) 販売する指定袋等に不足を生じることのないよう適切に在庫管理を行うことができること。
- (4) 指定袋等使用の円滑な運用を図るために市長が実施する調査又は第14条の規定により市長が求める報告若しくは資料の提出に対し、協力し、又は応じることができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定袋等の販売に関し市長が必要と認めて指示する業務を確実に行うことができること。

(承認の手続)

第4条 指定袋等の販売を行おうとする者は、指定ごみ袋等販売承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、その適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当と認めるときは、当該申請書に記載された店舗を販売店として登録するとともに、渋川市指定ごみ袋等販売店承認証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

4 市長は、申請者が次条の規定に基づき承認の取消しを受けてから1年を経過しない者であるときは、承認しないことができる。

(承認の取消し)

第6条 市長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 過去1年間の発注実績がなく、かつ、将来にわたって当該指定袋等を販売する見込みがないと認められるとき。

(3) その他、市長が承認を不適当と認めるとき。

2 市長は前項の規定により承認を取り消したときは、指定ごみ袋等販売店承認取消書（様式第3号）により当該事業者には通知するものとする。

(周知)

第7条 市長は、販売店の名称、所在地等について、市広報紙掲載等の適当な方法により市民への周知に努めなければならない。

(届出)

第8条 承認事業者は、販売店の承認を受けた店舗を廃止しようとするときは、あらかじめ指定ごみ袋等販売店廃止届（様式第4号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 承認事業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実の発生後速やかに、指定ごみ袋等販売店変更届（様式第5号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 販売店の代表者

- (2) 個人にあつては、その氏名、住所及び電話番号
 - (3) 法人にあつては、その名称、代表者、所在地及び電話番号
 - (4) 振込先金融機関に係る事項
- (販売店台帳)

第9条 市長は、承認に関し次の事項を記録した渋川市指定ごみ袋等販売店台帳を備えて置かなければならない。

- (1) 承認番号
 - (2) 販売店の所在地、販売店名、代表者名
 - (3) 振込先金融機関に係る事項
 - (4) その他必要な事項
- (指定袋等の発注単位)

第10条 指定袋等の発注単位は次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ用袋(大・中・小) 1箱(1袋20枚入り20袋)
 - (2) 不燃ごみ用袋(大・小) 1箱(1袋20枚入り20袋)
 - (3) プラスチック用袋(大・中) 1箱(1袋20枚入り20袋)
 - (4) 粗大ごみ用シール 1袋(1袋10枚入り10袋)
- (指定袋等の注文及び納品)

第11条 市は、承認事業者から指定袋等の注文を受けたときは、毎月10日及び20日並びに月末にその数量を取りまとめ、次の取りまとめ期日までに承認事業者の店舗に納品するものとする。

2 前項に規定する取りまとめ期日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日を期日とする。

3 前各項により納品された指定袋等については、いかなる場合も返品を認めない。

4 市は、承認事業者が指定袋等の購入代金を指定期日までに納入しない場合、指定袋等の納品を停止することができる。

(指定袋等の購入代金)

第12条 市は、毎月末日を指定袋等受注の締め日とし、当該指定袋等の購入代金を承認事業者に請求するものとする。

(販売手数料)

第13条 市は指定袋等の販売に対し、承認事業者の販売手数料を支払うものとする。

2 前項の規定による販売手数料の金額は、別表のとおりとする。

3 第1項の販売手数料は、承認事業者からの購入代金納入後、承認事業者からの請求に基づいて、四半期ごとに承認事業者の指定する口座に振り込むものとする。

(報告)

第14条 市長は、指定袋等の使用に関しその円滑な運用を図るため必要と認めるときは、承認事業者に対し、指定袋等の販売業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱の規定相当事項によりなされた手続その他の行為は、この要綱によりなされたものとみなす。

3 平成18年2月20日施行の渋川市指定ごみ袋販売手数料に関する事務取扱要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

別表（第13条関係）

品目	販売手数料（1箱・1袋当たり）
可燃ごみ用袋（大）	400円
可燃ごみ用袋（中）	400円
可燃ごみ用袋（小）	400円
不燃ごみ用袋（大）	400円
不燃ごみ用袋（小）	400円
プラスチック用袋（大）	400円
プラスチック用袋（中）	400円
粗大ごみ用シール	100円

単位は、第10条の発注単位とする。

様式第1号（第4条関係）

指定ごみ袋等販売承認申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代 表 者
(職・氏名) _____

電話番号 _____

1 渋川市指定ごみ袋等の販売取扱いをしたいので、承認申請します。

販売をする店舗の場所及び名称	所在地						
	名 称						
	電 話	() -					
	店舗の代表者		通知等の送付先	・店舗			・本店等
振込先金融機関名	銀行 本店・支店 普通・当座 口座番号 口座名義(か)						

2 渋川市指定ごみ袋等の当初購入は、次のとおりです。

品 目	可燃(大)	可燃(中)	可燃(小)	不燃(大)	不燃(小)	プラ(大)	プラ(中)	粗大シール
購入数	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(袋)

※ごみ袋は1箱=20袋(1袋20枚入)、粗大ごみシールは1袋=10袋(1袋10枚入)

様式第2号（第5条関係）

渋川市指定ごみ袋等販売店承認証

年 月 日

様

渋川市長

渋川市指定ごみ袋等の販売取扱店として承認いたします。

販売をする 店舗の所在地 及び名称等	承認番号	第 号
	所在地	
	名称	
	電話	

様式第3号（第6条関係）

指定ごみ袋等販売店承認取消書

承認番号 第 ー 号

店舗名

代表者

年 月 日に承認しました指定ごみ袋等販売について、
次のとおり承認を取り消します。

年 月 日

渋川市長

取消しの事項	以下の指定ごみ袋等販売承認の取消し 承認番号 第 ー 号 住 所 店 舗 名 代 表 者
取消しの理由	

様式第4号（第8条関係）

指定ごみ袋等販売店廃止届

年 月 日

渋川市長 様

届出者 所在地

店舗名

代表者

指定ごみ袋等販売に係る以下の事項について、廃止します。

承認番号	第 一 号
承認年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止事業名	指定ごみ袋等の販売
廃止理由	

様式第5号（第8条関係）

指定ごみ袋等販売店変更届

年 月 日

渋川市長 様

届出者 承認番号 第 ー 号
店舗名
代表者

現在承認されている登録内容について、次のとおり変更します。

変更理由	
変更内容 (変更前)	
(変更後)	